

■介護サービス提供体制、地域特性に応じて支援へ 厚労省が方針示す

- ・厚生労働省は3日、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備を支援する方向性を「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で示した。その前提として、介護や医療などの提供状況をエリアごとに見える化し、地域での状況把握や分析を行って関係者間で共有する。
- ・厚労省は同検討会で、▽人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制▽介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上▽雇用管理・職場環境改善など経営の支援▽地域包括ケアと医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケアの4つのテーマごとに検討の方向性を示した。
- ・このうち、サービスモデルの構築や支援体制では、40年に向けて地域での人口減少や需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」に3つに分類し、検討をするとした。
- ・中山間・人口減少地域については、サービスを維持・確保するための柔軟な対応として、地域の介護事業所が機能を維持するための方策や多様なサービスを効果的・効率的に提供できるようにする。事業者間の連携と業務の効率化、介護事業者のサービス提供エリア範囲の拡大のための方策も検討する方針を提示した。
- ・一方、大都市部では40年にかけて高齢者人口が増え続けてサービス需要が急増する見通しであるため、厚労省は「公」と「民」の介護事業者による多様なサービスの提供、ICTやAI技術などを活用したサービス基盤を整備することが必要だと指摘。一般市等については、サービス需要が40年までの間に増加から減少に転じることが見込まれることから、既存の介護資源を有効活用しながらサービスを過不足なく確保することが必要だとした。その上で、それぞれの地域の特性に応じた提供体制の整備を支援することが求められるとした。
- ・生産性の向上に関しては、国がテクノロジーの効果を実証することや、必要な財政支援を行うなどテクノロジーの導入に関する事業者の不安を解消し、普及を図っていくと説明。特に小規模の事業所同士が連携してテクノロジーを導入することへの支援が必要だとした。

- ・こうした検討の方向性に異論はなかったが、議論ではさまざまな意見や要望が出た。大山知子構成員（全国老人福祉施設協議会会長）は「参入と撤退を介護事業者の自由に任せていてはサービス過剰な地域と空白地帯が極端に生じてしまう」と懸念を表明した。その上で、過剰なサービス種別には参入規制を徹底する一方、不足するサービスには人員配置基準の緩和と介護報酬上の特例措置を講じるよう求めた。
- ・東憲太郎構成員（全国老人保健施設協会会長）は、訪問リハビリテーション事業所の「みなし指定」を受けている介護老人保健施設では老健の医師の配置基準などを満たしていれば訪問リハビリを提供できるが、訪問介護や訪問看護は提供できない現状を問題視。「みなし指定」を受けた老健が中山間・人口減少地域で訪問看護が提供できるように仕組みを見直せば不足するサービスを補完できると強調。ほかにも、施設基準を大胆に緩和すべきだという意見もあった。
- ・こうした意見も踏まえ、厚労省は中間取りまとめに向けた資料を次の会合で提示する予定。

※詳細は下記資料をご参照ください。

- 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第4回）の資料
について 令和7年3月3日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52916.html